

日本臨床心理学会会則

第 1 条 (名称)

- 本学会は日本臨床心理学会 (略称: 日臨心) という。
(THE JAPANESE ASSOCIATION OF CLINICAL PSYCHOLOGY) (略称: JACP)

第 2 条 (事務所)

- 本学会は事務局を京都府京都市北区小山西花池町1-8(株)土倉事務所内に置く。

第 3 条 (目的)

- 本学会は臨床心理学研究・実践にたずさわる人々、心理支援を必要とする人々、及び、それに関連する人々の協同と連携により、人間尊重の理念に基づいて現状の矛盾をみきわめ、自らがいかにあるべきかを志向しながら、よりよい支援と援助のための「臨床的」心理学を探求することを目的とする。

第 4 条 (活動)

- 本学会は前述の目的を達成するために、次の活動を行う。
 1. 心理支援を必要とする人々を含めた関係者個人や集団との協働・連携・交流の促進
 2. 対人援助・支援のための相互学習と研修
 3. 年次大会(学術研究集会)などの開催
 4. 研究や研修の途上および成果の掲載のための学術雑誌の発行
 5. その他、会の目的を達成するために必要な活動

第 5 条 (会員)

- 本学会は次の5種類の会員で構成される。
 1. 本学会の目的に賛同する個人会員
 2. 学生会員(通信課程以外の短期大学・大学・大学院の学生で本会の目的に賛同する個人)
 3. 団体会員(本会の目的に賛同する団体)
 4. 賛助会員(本会の目的に賛同し後援する意思のある個人と団体)
 5. 購読会員(『臨床心理学研究』購読の個人団体)
- なお、1)と2)の会員は、総会での議決権があり、学会運営に参加することができる。

第 6 条 (入会)

- 個人会員・学生会員・団体会員については、1名以上の会員の名前を付記した入会申込書を提出し、運営委員会が承認したものとす
る。
- 賛助会員は、会員が推薦し、運営委員会が承認した個人または団体とする。

第 7 条（会員の資格喪失）

- 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失し、退会したものと見なされる。
 1. 2年以上年会費を滞納したとき
 2. 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
 3. 除名されたとき

第 8 条（除名および資格停止）

- 会員は、次の事項に該当する場合には、運営委員会で審議され、総会に提案され総会出席会員（委任状含む）の3分の2以上の承認により、役員選挙の立候補資格の停止または除名される。
 1. 本学会に対し重大な名誉毀損を行った場合
 2. 本学会の運営に対し大きな妨害を行った場合
- なお、学会倫理綱領は、別途定める。

第 9 条（役員の数）

- 本学会の活動を行うために次の役員を置く。
運営委員若干名（運営委員長 1 名、運営副委員長 1 名、事務局長 1 名を含む）、監事2名

第 10 条（運営委員の決定）

- 運営委員の決定は、選挙管理委員会細則に基づいた選挙で行い、改選年度の定期総会で承認される。

第 11 条（運営委員長、運営副委員長、事務局長）

1. 運営委員は総会承認後直ちに互選により、運営委員長、運営副委員長、事務局長を選出する。
2. 運営委員長は、定期総会、臨時総会、運営会議、役員会等を招集し、本学会の活動と運営をまとめるとともに、日本臨床心理学会会長として本学会を代表する。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に支障のある場合、運営委員長の責務を代行する。
4. 事務局長は、学会事務を統括する。

第 12 条（監事）

1. 監事は総会時に会員の中から選出され、総会で承認される。

2. 監事はこの会の会務を監査することを任務として、学会内部で問題が生じた場合には、その解決のために必要な調査・調整と対応を行う。
3. 監事は運営委員を兼ねることは出来ないが、運営委員会に参加して意見を述べるができる

第 13 条（役員 の 任期）

- 役員（運営委員と監事）の任期は2年間とする。ただし、任期が満了となっても次期運営委員、監事が選出されるまではその任は解かれない。役員 の 重任は妨げないが、運営委員会 の 長である運営委員長及び監事においては、3期連続の任期は認められない。

第 14 条（運営組織 運営委員会とプロジェクト・チーム）

- 本学会は、運営を民主的かつ主体的に行うために、運営委員で構成する運営委員会が設けられるが、それとは別に会員のイニシアティブによってプロジェクト・チームを設置することができる。

第 15 条（常設委員会とプロジェクト・チーム）

- 本学会の活動を促進するために、運営委員会の中に常設の事務局、編集委員会、研修委員会を置く。なお、第4条に示されている本学会の活動1)及び2)3)に関連して会員は自主的に企画を運営委員会に提案し、承認されて活動することができる。プロジェクト・チームの企画者は活動の後に、運営委員会に対して文書で報告しなくてはならない。

第 16 条（総会）

- 会員による総会は、この会の重要な審議事項に関する議決機関であり、総会の招集は運営委員長が行う。
- 1) 定期総会には、次の事項を含まなければならない。
 1. 活動の年次報告ならびに年次計画
 2. 年度予算の決定と年度決算の承認
 3. 役員 の 選出(改選年度のみ)
- 2) 総会は、定期総会(年 1 回)と臨時総会とする。定期総会は毎年基本的に9月末までに開催するものとする。
- 3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるか又は会員の 10 分の 1 以上が文書により要求した場合に、運営委員長が招集する。
- 4) 総会は 1 ヶ月以上の予告期間を置いて開催される。臨時総会に関してはこの限りではない。
- 5) 総会 の 定足数は、毎年度 4 月 1 日会員数 の 10 分1(委任状含む)とする。
- 6) 総会 の 議長は、運営委員長が出席会員に選出方法を諮り、出席した会員の中から選出された者とする。
- 7) 議事 の 決定は、充分な討議をつくしても結論が出ない場合、出席会員と委任状による多数決によって決定する。
- 8) 総会 の 議決事項は、本学会のホームページと学会誌またはCP紙を通じて会員に知らせなければならない。

第 17 条（議決権の委任）

- 会員は事項を指定して議決権を他の会員に委任することができる。

第 18 条（会計の報告）

- 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終る。決算及び予算案は、定期総会に報告され、審議、承認されなければならない。

第 19 条

- 本学会の会則は、総会において、委任状を含む出席者の60%以上の賛成をもって改正することが出来る。

付 則

1. 正案は、1973 年 11 月開催の第 9 回総会において承認、同日より施行する。
2. 1983 年 10 月 30 日の第 19 回定期総会にて 1984 年度より学会費 6,000 円とすることが決定しました。
3. 1999 年 10 月 29 日の第 35 回定期総会にて 2000 年度より学会費を年 8,000 円とすることが決定しました。
4. 2014 年 11 月 15 日の第 50 回定期総会にて、第 6 条（入会）、第 7 条（除名）、第 13 条（運営委員 の決定、定数）、第 14 条（監事）、第 16 条（運営委員会）、第 17 条（総会）、第 4 項、第 20 条（局及 び委員会）、第 23 条（各種小員会）、第 24 条（局及 び委員会の長）の一部を改正し、2014 年 11 月 15 日より施行する。
5. 2016 年 6 月 19 日定期総会において第2条（事務所）の変更が承認され、同日より施行する。
6. 2018 年 9 月 30 日総会において会則の全部改正が承認され、2018 年 10 月 1 日より施行する。